

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
1	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	各施設の現在の電力供給会社、契約種別及び現在の計量日を教えてください。また、現在の契約は最終保証契約か。	行政施設、教育施設、学校施設、上下水道施設、病院施設、大学施設の現供給者は北海道電力株式会社、契約種別については需要場所一覧のとおりです。また、計量日はいずれも毎月1日です。最終保証契約を行っている施設はありません。
2	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設はあるか。また、各施設について、自動検針装置は設置されているか。	初めて新電力に切替する施設はありません。また、全ての施設に自動検針装置(スマートメーター)を設置しています。
3	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	計量日は使用期間末日の翌日0:00となるがよいか。 (例:使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	電力供給契約約款第5条第2項及び電力供給仕様書3の(7)に記載のとおりです。
4	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kW)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約をしている施設はありません。
5	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	予備電力の契約はあるか。ある場合、予備電源と予備線のどちらか。	予備電力の契約をしている施設はありません。
6	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約していますか。また、融雪設備は設置されていますか。	一部施設において融雪設備を設置しており、融雪用電力契約を別に契約しています。詳細は別紙を参照してください。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
7	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	蓄熱割引等の適用はできないがよいか。	旧一般電気事業者と蓄熱割引等を締結している施設はありません。
8	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)の予定はあるか。	事前調査の結果、現時点では該当する施設はありません。
9	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込が必要となるがよいか。	事前調査の結果、現時点では該当する施設はありません。
10	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	施設の建築、増築にかかる移転はあるか。	事前調査の結果、現時点では該当する施設はありません。
11	電力供給契約 (教育施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	現在の契約電力は仕様書のとおりか。現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出してもらうが可能か。	現時点では仕様書記載の契約電力と相違のある施設はありません。なお、契約電力については電力供給仕様書3の(2)のとおりです。
12	電力供給契約 (上下水道施設)	1年以内に協議により契約電力を500kWの値に減少した施設はあるか。	該当する施設はありません。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
13	電力供給契約 (教育施設) (上下水道施設) (病院施設)	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値を教えてください。	契約電力が500kW以上の施設における今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値は下記のとおりです。 柳町スピードスケート場 ・今現在の契約電力 802kW ・直近1年間の最大需要電力 2024年11月 739kW 貝塚送配水ポンプ場 ・今現在の契約電力 560kW ・直近1年間の最大需要電力 2024年2月 514kW 市立釧路総合病院 ・今現在の契約電力 1560kW ・直近1年間の最大需要電力 2024年8月 1546kW
14	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	入札書及び入札内訳書に記載する日付に指定はあるか。	入札日である令和6年12月18日で記載してください。
15	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	入札書の送付時は二重封筒の指定はあるか。	入札公告9の(3)のとおりです。
16	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設)	複数の入札案件を一つの外封筒にまとめて郵送することは可能か。	差し支えありません。
17	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	内訳書は入札書と同封してよいか。同封する場合、留め方や箇所、割り印の指定はあるか。	内訳書の封入については、入札公告9の(3)のとおりです。留め方や割り印等の指定はありません。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
18	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	複数施設の内訳書をそれぞれの施設で作成する必要があるか。	内訳書は入札案件ごとに1部となります。公告と併せて釧路市ホームページに掲載しております内訳書様式(エクセルファイル)をご利用ください。
19	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	開札の日時は12月18日の何時からになるか。また、立会が必要か。	開札の時間は未定です。また、立ち合いは不要です。
20	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	初度入札において落札者が決定しない場合、2回目以降の入札は辞退する予定であるが、初度入札の入札書等を送付する際に2回目入札の辞退届をあらかじめ提出する必要があるか。	再度入札となった場合は参加者に通知いたしますので、辞退される場合はその際に口頭若しくは文書にて辞退の旨を申し出てください。初度入札の際に辞退届を提出する必要はありませんが、提出していただいても問題はありません。なお、文書にて申し出の場合の様式は任意となります。
21	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。また、開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等で連絡してもらうことは可能か。	入札結果については、落札者を決定した日の翌日に釧路市ホームページで公表する予定です。なお、落札者には、落札が決定した日に電話等にてご連絡いたします。
22	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいか(力率割引を考慮する)。	電力供給仕様書5の(1)に記載のとおりです。
23	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	入札金額の積算について、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらか。	積算における単価は税込となります。入札内訳書様式を参照してください。なお、入札書に記載する総額は、入札公告8の(1)にありますとおり、見積もった額の110分の100に相当する金額となりますのでご注意ください。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
24	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	入札算定額の各計算過程及び電気料金の算定における端数処理について指定はあるか。	電力供給仕様書3の(8)及び4のとおりです。
25	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価の小数点以下表示に指定はあるか。(例:小数点以下第2位まで表示など)	小数点以下の記入についての規定はありません。なお、内訳書様式は小数点以下第2位までを表示する仕様となっていますので、必要に応じて変更することは可能です。
26	電力供給契約 (行政施設)	電気を全く使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しているがよいか。 <計算式> 基本料金(未使用月)＝契約電力(kW)×基本料金単価(円)×0.5	電力供給仕様書3の(8)に記載のとおりです。
27	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	入札金額の算定時には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー促進賦課金を含むか。	入札公告8の(1)のとおりです。
28	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	燃料費調整単価について、請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しているがよいか。	燃料費調整額については、電力供給仕様書3の(8)及び電力供給契約約款第6条第2項のとおりです。
29	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	電力供給仕様書3の(8)②ウに「電力量料金についての燃料費調整額、並びに「再生エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款等による。」とあるが、「一般電気事業者」とは一般送配電事業者と旧一般電気事業者(みなし小売電気事業者)のどちらを指すのか。	旧一般電気事業者(みなし小売電気事業者)を指します。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
30	電力供給契約 (行政施設)	入札内訳書において、No.7「千代の浦漁港環境整備事業便所」も使用料ゼロの月があるため、No.8「錦町岸壁 陸電」と同様の基本料金計算が必要ではないのか。	2023年度実績値では、未使用月のある施設は2施設ありますが、2024年度以降についてはNo.7「千代の浦漁港環境整備事業便所」は毎月使用しており、未使用月のある施設はNo.8「錦町岸壁 陸電」の1施設です。 No.7「千代の浦漁港環境整備事業便所」について、使用電力量(年間合計)は2023年度実績値「10,729kWh」を用いて積算してください。
31	電力供給契約 (教育施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	契約書(案)を事前に確認させてもらうことは可能か。また、落札後に内容について協議することは可能か。	入札公告と併せて契約書(案)を釧路市ホームページに掲載していますのでご確認ください。また、契約書の内容については電力供給仕様書5の(6)のとおり、協議の上決定します。
32	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	契約書や覚書の内容について協議することは可能か。また、契約書にない細目的事項に関しては自社の電気受給約款に依拠する形で締結することはかのか。	電力供給仕様書5の(6)、(7)のとおりです。
33	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はあるか(500kW以上の協議制契約の場合)。併せて、契約開始後の契約電力変更に関して、管轄エリア電力会社の承認が必要となるため、希望に添えられない場合があること、また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社から併せて単価変更の提示と協議を依頼する場合があるので承願いたい。	契約電力については電力供給仕様書3の(2)のとおりです。なお、500kW以上の施設においては、事前調査の結果、現時点で変更を予定する施設はありません。
34	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認のため、落札決定後に「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにて提供いただきたいが可能か。また、提供ができない場合、落札時に「30分値データ取得についての同意書」への捺印、提出をお願いしているが可能か。	「直近1年分の30分値データ」は保有しておりませんが、「同意書」への捺印、提出は可能です。
35	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	契約書の提出期限や、締結日の期限はあるか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等の時間が必要であるため、指定の期日までに提出できかねる場合があるが、提出日の延長について協議することは可能か。	落札決定者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書により契約を締結しなければならない旨が釧路市契約規則に規定されているため、入札公告14に記載のとおり2024年(令和6年)12月25日までに契約を締結することになります。ただし、別途協議には応じます。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
36	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	落札時、電力切替手続きにおいて必要な情報を確認するため、最新1か月分の写しを提出いただくことは可能か。	切り替え手続きに必要な情報は、落札決定後、速やかに提供いたします。
37	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設)	電力供給仕様書5の(5)①、②について、「電力供給者の負担で通信設備等の設置、撤去」に関して記載があるが、設備については一般電気事業者のものであり、設置、撤去はできないがよいか。また、発注者の都合による改造等にかかる経費については、負担しかねるがよいか。	別途、協議によるものとします。
38	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	環境配慮の観点より、電子請求書での請求は可能か。また、お客様専用Webページにて請求書を確認してもらうことになるが問題ないか。また、請求書はWebサイト上で速報版請求書を翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載するがよいか。	電力供給契約約款第7条第1項及び電力供給仕様書3の(7)、(8)に記載のとおり、計量値を記録した書面及び請求書は原則送付することとしていますが、Webからのダウンロードによる通知でも可とします。掲載の日程については、差し支えありません。
39	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	請求書は、原則、翌月10営業日迄にWebサイト上で開示、15営業日迄に原本の到着とし(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)、検針日から30日以内に支払うこととなるがよいか。また、年度末も同様の取り扱いとなるがよいか。	支払いの方法については電力供給契約約款第7条第1項及び電力供給仕様書3の(7)、(8)に記載のとおりであり、年度末においても同様となります。なお、計量値を記録した書面及び請求書は原則送付することとしていますが、Webからのダウンロードによる通知でも可とします。
40	電力供給契約 (大学施設)	支払期限は請求書受領後30日以内に振込となるが可能か。また、年度末でも同様の取り扱いとなるがよいか。	支払期限については電力供給契約約款第7条第1項及び電力供給仕様書3の(8)のとおりですが、契約締結時に協議は可能です。
41	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	発行される請求書は全て税込単価の記載となるがよいか。また、契約書に記載する単価も税込単価となるがよいか。	請求書については税込単価で差し支えありません。また、契約書については税込単価での記載となります。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
42	電力供給契約 (教育施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	検針票など通知書の発行は行っておらず、請求書に記載している利用内容の内訳で確認してもらうこととなるがよいか。	差し支えありません。
43	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	ダウンロード可能な請求書には電子押印されているため、請求書に請求担当者等を記載する対応はできないがよいか。	差し支えありません。
44	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書の発行となるがよいか。また、複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行や供給施設内に入居している企業に対して分割して請求することは対応できないがよいか。	請求は需要場所一覧に記載の需要場所ごととします。また、グループ請求及び分割請求の予定はありません。
45	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	請求書の表記(2025年〇月分)について、料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分として請求することとなるがよいか。また、この場合燃料費調整額の適用は2025年4月分となるがよいか。	差し支えありません。
46	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ円未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなるがよいか。	基本料金、電力量料金、燃料費調整額を足し上げ、その金額を円未満切り捨てとなります。
47	電力供給契約 (教育施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	電気・ガス単価激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、燃料費調整単価からの値引きではなく、別項目を設けての値引きとなるがよいか。	差し支えありません。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
48	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	発行される請求書は「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記されるがよいか。	差し支えありません。
49	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	支払いは口座振替若しくは銀行振込のどちらの方法となるか。	銀行振込でのお支払いとなります。
50	電力供給契約 (教育施設) (上下水道施設) (病院施設)	協議制契約の場合、契約電力変更を1年以内に複数回行う等、発注者起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は違約金を請求することとなるがよいか。	電力供給契約約款第17条及び電力供給仕様書5の(7)に記載のとおり協議によるものとします。
51	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「政界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じてもらうことは可能か。	電力供給仕様書及び電力供給契約約款に定めのない事項については協議を行うことは可能です。
52	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価の変更は可能か。	原則、契約単価の変更はできません。ただし、電力供給仕様書5の(4)に記載のとおり、経済事情の変化等による契約単価の変更については、双方の協議によるものとします。
53	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設)	毎月の燃料費等調整額の計算において、応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整額を計算しているが、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を契約期間中継続して用いて計算することとなるがよいか。	電力供給仕様書3の(8)に記載のとおり、燃料費調整額については旧一般電気事業者が定める単価(毎月変動)を適用するものとします。

電力供給契約(行政施設・教育施設・学校施設・上下水道施設・病院施設・大学施設)に係る質問に対する回答

No.	件名	質 問 事 項	回 答
54	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなるがよいか。	原則、契約単価の変更はできません。ただし、電力供給仕様書5の(4)に記載のとおり、経済事情の変化等による契約単価の変更については、双方の協議によるものとします。
55	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設) (病院施設) (大学施設)	契約開始後に発生した工事作業及び工事申込に関しては工事予定日2か月前までに協議を行う必要があるが可能か。	事前調査の結果、現時点では該当する施設はありませんが、協議は可能と考えます。
56	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	契約締結後、契約書に記載のない事柄で協議を申し出た場合、応じてもらうことは可能か。	電力供給契約約款第17条及び電力供給仕様書5の(7)に記載のとおりです。
57	電力供給契約 (行政施設) (教育施設) (学校施設) (上下水道施設)	契約後、その契約内容を1年間継続することが原則であり、1年未満の使用の場合は臨時電力の料金が適用されることとなるがよいか。また、1年に満たない期間で契約を廃止する場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものと後日料金を精算することとなるがよいか。	事前調査の結果、現時点では該当する施設はありません。
58	電力供給契約 (上下水道施設) (病院施設)	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があるが、その場合は超過した契約電力での契約は可能か。	電力供給仕様書5の(4)に記載のとおり、双方の協議によるものとします。

融雪用電力契約を行っている施設

1 行政施設

No.	施設名
4	観光国際交流センター
7	千代の浦漁港環境整備事業便所
20	市役所庁舎・防災庁舎
24	児童発達支援センター
30	錦町駐車場
33	阿寒湖まりむ館

2 教育施設

No.	施設名
1	釧路市民文化会館
2	交流プラザ さいわい

3 学校施設

なし

4 上下水道施設

No.	施設名
12	阿寒湖畔浄水場
13	貝塚送配水ポンプ場

5 病院施設

No.	施設名
1	市立釧路総合病院

6 大学施設

No.	施設名
1	釧路公立大学